

令和 8 年 5 月定例教育委員会会議

1. 日 時

令和 8 年 5 月 28 日（木）午前 9 時 30 分～午前 10 時 00 分

2. 場 所

河内長野市役所 7 階 行政委員会室

3. 出席委員

小川教育長、嘉名教育長職務代理者、大矢委員、河野委員、小山委員

4. 5 月定例教育委員会会議録署名委員

教育長、嘉名教育長職務代理者、大矢委員

5. 事務局出席者

尾西教育推進部長、生田教育推進部教育監、古城教育総務課長、篠崎学校教育課長、森口学校教育課参事、西川学校教育課参事、濱田社会教育第 1 課長、山本社会教育第 2 課長、太田社会教育第 2 課参事、松村教育総務課長補佐、早川教育総務課主幹

6. 会議要録

開 会

小川教育長

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和 8 年 5 月定例教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の承認

小川教育長

前回の会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。
特にご異議等がありませんでしたので、会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

小川教育長

5月の会議の会議録の署名は、私のほかに嘉名教育長職務代理者と河野委員
にお願いします。

嘉名教育長職務代理者、河野委員

了解しました。

(3) 教育長報告

小川教育長

次に教育長報告にうつります。

令和8年4月30日から令和8年5月28日までの間の活動の主なものを申し上げます。

まず、4月30日木曜日は、定例教育委員会会議に出席しました。

5月1日金曜日は、校長会に出席しました。

5日火曜日は、行者祭を視察しました（石見川）。青葉祭を視察しました（延命寺）。金剛寺国宝特別公開を視察しました。ふるさと歴史学習館企画展示を視察しました。

7日木曜日は、市内郵便局による学習帳寄贈式に出席しました。

8日金曜日は、校長面談を実施しました。庁議に出席しました。

9日土曜日は、万博建築家・米澤隆氏交流・懇親会に出席しました（ラブリーホール）。

11日月曜日は、校長面談を実施しました。

12日火曜日は、校長面談を実施しました。庁議に出席しました。

13日水曜日は、臨時議会に出席しました。

また、13日水曜日から15日金曜日まで、全国都市教育長協議会定期総

会・研究大会に出席しました（高知県）。

16日土曜日は、市PTA連絡協議会理事総会に出席しました（キックス）。
今村翔吾氏・大河ドラマ誘致アンバサダー就任記念イベントに出席しました（観心寺恩賜講堂）。

17日日曜日は、長野中学校区青少年健全育成会総会に出席しました（長野中学校）。河内長野フィルハーモニック定期演奏会を視察しました（ラブリーホール）。

18日月曜日は、校長面談を実施しました。

19日火曜日は、校長面談を実施しました。学校教育のあり方検討委員会に出席しました。

20日水曜日は、校長面談を実施しました。大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会に出席しました（アウィーナ大阪）。

21日木曜日は、校長面談を実施しました。

23日土曜日は、アートの森を視察しました（滝畑コミュニティセンター）。

25日月曜日は、大阪府公立学校情報機器共同調達協議会に出席しました（オンライン）。南指会総会に出席しました（都シティ大阪天王寺）。

26日火曜日は、庁議に出席しました。

27日水曜日は、市人権協会総会に出席しました。

以上、教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

小川教育長

よろしいでしょうか。

ではつづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

大矢委員

5月20日水曜日大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会に出席しました（アウィーナ大阪）。

小川教育長

よろしいでしょうか。

それではこれで教育委員報告を終わります。

(4) 議事（要旨）

小川教育長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第 17 号「新学校給食センター整備運営事業設計・建設業務請負変更契約の締結について」説明をお願いします。

西川学校教育課参事

議案第 17 号「新学校給食センター整備運営事業設計・建設業務請負変更契約の締結について」ご説明いたします。

議案書は、3 ページを、議案説明資料は、2 ページをお願いします。あわせて別冊 1 議案第 17 号関係「新学校給食センター整備運営事業設計・建設施設業務請負変更契約の締結について」をご覧ください。

新学校給食センター整備運営事業設計・建設業務につきましては、現在、令和 9 年 1 月の新学校給食センターの開業並びに中学校全員給食の開始に向け、鋭意建設工事を進めているところでございます。

そのようななか、本件設計建設工事契約につきましては、原契約第 30 条において、賃金又は物価水準の変動に基づく請負代金額の変更に係る規定（いわゆるスライド条項）というものを定めておりまして、同条に基づき受注者のほうから本業務のうち建設業務に係る請負代金額の変更請求がございました。

以後、市と受注者において協議を行いまして、令和 8 年 5 月 11 日付にて請負代金を増額変更する仮契約を締結するに至ったため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定」により、令和 8 年 6 月市議会定例会に、変更契約に係る議案を上程するにあたり、議決を求めるものでございます。

なおこれにより、本業務の契約金額は 5746 万 4950 円増額の 40 億 2846 万 4950 円となる予定でございます。

説明は以上でございます。

何卒ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

小川教育長

この件につきまして何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

小山委員

地方消費税の配分について伺います。この地方消費税分は、一度国に収められてから再分配されるという仕組みなのでしょうか。

小川教育長

消費税率 10%の内訳のうち、4 分の 1 が地方消費税分となっており、あらかじめ含まれた形で徴収されます。お金の流れとしては、一度国（税務署）を経由しますが、地方消費税交付金として定められた割合に基づき配分されます。また、昨今の物価高騰の影響を受け、長期間にわたる工事では当初の予算から乖離が生じることはやむを得ない状況です。今後も同様の事態が生じる可能性は否定できません。

西川学校教育課参事

本件の契約については、2 回目以降の契約変更は予定しておりません。

嘉名委員

入札不調になる事例を耳にしますが、教育委員会関係の案件で直近の状況はいかがでしょうか。

尾西教育推進部長

今年に入ってから、教育委員会の案件でも入札不調となった事例がございます。

また、美加の台小中一貫校の整備事業につきましても、一度不調となり現在再入札中です。

小川教育長

給食センターの資材関係の状況はいかがでしょう。

西川学校教育課参事

今のところ資材調達は順調に進んでおります。新しい食器の調達についても問題ございません。

嘉名委員

新しい食器はプラスチック製ですか。

西川学校教育課参事

PEN 食器を採用しております。

大矢委員

従来の金属製のものと異なり、熱くならず、モックル（河内長野市マスコットキャラクター）のイラストが描かれた親しみやすいデザインになっています。

西川学校教育課参事

有害物質が発生しない素材であり、安全面に配慮された仕様で、多くの給食センターでも導入されていると伺っています。

小川教育長

6月30日には地産地消を推進する「かわちながの day」を予定しておりますので、委員の皆様にもぜひご試食いただきたく存じます。その際に、新しい食器もあわせてご覧いただければと思います。

小川教育長

よろしいでしょうか。

それではご異議等がないようですので、議案第17号「新学校給食センター整備

運営事業設計・建設業務請負変更契約の締結について」を承認いたします。

（５）報告案件（要旨）

・報告第１２号「労働基準法第３６条に基づく労使協定の締結について」
本事業所（社会教育第１課（市民交流センター））における、労働基準法第３６条に基づく労使協定の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２５条第１項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第３条第１項の規定に基づき、令和８年３月２６日付けで教育長が臨時で代理する議決を得た上で、今回実施した旨を報告したものです。

（６）その他報告（要旨）

社会教育第２課

- 英語多読ひろば ６月号広報掲載
- 図書館資料展示
- ふるさと歴史学習館のイベント
 - 展示「歴史発見２０２６」 ６月号広報掲載
 - 講演会「歴史発見２０２６」 ６月号広報掲載

閉 会

小川教育長

以上で５月定例教育委員会を閉会します。

令和８年６月定例教育委員会開催日程

１．日 時

令和８年６月２３日（火） 午後６時００分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

２．場 所

河内長野市役所８階 ８０２会議室

4月30日（木）	定例教育委員会会議出席
5月1日（金）	校長会出席
5月5日（火）	行者祭視察（石見川）、青葉祭視察（延命寺）、金剛寺国宝特別公開視察、ふるさと歴史学習館企画展示視察
5月7日（木）	市内郵便局による学習帳寄贈式出席
5月8日（金）	校長面談実施
	庁議出席
5月9日（土）	万博建築家・米澤隆氏交流・懇親会出席（ラブリホール）
5月11日（月）	校長面談実施
5月12日（火）	校長面談実施
	庁議出席
5月13日（水）	臨時議会出席
5月13日（水）～ 15（金）	全国都市教育長協議会定期総会・研究大会出席（高知県）
5月16日（土）	市PTA連絡協議会理事総会出席（キックス）
	今村翔吾氏・大河ドラマ誘致アンバサダー就任記念イベント出席（観心寺恩賜講堂）
5月17日（日）	長野中学校区青少年健全育成会総会出席（長野中）
	河内長野フィルハーモニック定期演奏会視察（ラブリホール）
5月18日（月）	校長面談実施
5月19日（火）	校長面談実施
	学校教育のあり方検討委員会出席
5月20日（水）	校長面談実施
	大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会出席（アウィーナ大阪）
5月21日（木）	校長面談実施
5月23日（土）	アートの森視察（滝畑コミュニティセンター）
5月25日（月）	大阪府公立学校情報機器共同調達協議会出席（オンライン）
	南指会総会出席（都シティ大阪天王寺）
5月26日（火）	庁議出席
5月27日（水）	市人権協会総会出席

令和 8 年 5 月 定例教育委員会会議

議 案 書

令和 8 年 5 月定例教育委員会会議提出議案目次

(議決案件)

- 議案第 1 7 号 新学校給食センター整備運営事業設計・建設業務
請負変更契約の締結について
(説明担当 学校教育課・・・p. 3)

(報告案件)

- 報告第 1 2 号 労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結に
ついて
(説明担当 教育総務課・・・p. 4)

議案第 17 号

新学校給食センター整備運営事業設計・建設業務請負変更契
約の締結について

新学校給食センター整備運営事業設計・建設業務請負変更契約の締結に
ついて、別冊 1 のとおり承認する。

令和 8 年 5 月 28 日

河内長野市教育長 小川 祥

報告第 1 2 号

労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結について

教育委員会事務局職員に係る労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の
締結について、別冊 2 のとおり報告する。

令和 8 年 5 月 2 8 日

河内長野市教育長 小川 祥

別冊 1

議案第 17 号関係

新学校給食センター整備運営事業設計・建設業務請負変更
契約の締結について

河内長野市教育委員会事務局

新学校給食センター整備運営事業設計・建設業務 変更契約概要

新学校給食センター整備運営事業設計・建設業務（以下「本業務」という。）のうち建設工事について、原契約書第30条「賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更」に係る規定（いわゆるスライド条項）に基づき、次のとおり変更契約を行うもの。

1. 業務名

河内長野市新学校給食センター整備運営事業設計・建設業務

2. 履行期間

令和6年12月20日 から 令和8年10月31日 まで

【業務別履行期間】

①設計業務：令和6年12月20日 から 令和7年 9月30日 まで

②工事監理：令和7年10月 1日 から 令和8年10月31日 まで

③建設工事：令和7年10月 1日 から 令和8年10月31日 まで

3. 契約額：

3,971,000 千円（税込）

【業務別契約額】

①設計業務： 106,700 千円（年割額 R6:無、R7:106,700 千円）

②工事監理： 25,300 千円（年割額 R7:無、R8：25,300 千円）

③建設工事：3,839,000 千円（年割額 R7:1,492,200 千円、R8：2,346,800 千円）

4. 受託業者

○株式会社総和技術研究所 大阪事務所【①設計業務、②工事監理担当】

（大阪府大阪市西区南堀江4丁目3番27-108号）

○フジタ・木谷特定建設工事共同企業体【③建設工事担当】

・株式会社フジタ 大阪支店<代表企業>

（大阪府大阪市北区堂島2-1-16）

・株式会社木谷工務店

（大阪府河内長野市三日市町137番地）

5. 変更内容

○原契約書第30条に基づく工事費（請負代金のうち、工事に係る費用）の変更

・変更前：3,839,000,000 円（うち消費税及び地方消費税の額：349,000,000 円）

・変更後：3,896,464,950 円（うち消費税及び地方消費税の額：354,224,086 円）

【スライド変更額】+57,464,950 円

○工事費の変更による請負代金額の変更

・変更前：3,971,000,000 円（うち消費税及び地方消費税の額：361,000,000 円）

・変更後：4,028,464,950 円（うち消費税及び地方消費税の額：366,224,086 円）

○工事費の変更による工事に係る契約保証金の変更

・変更前：383,900,000 円

・変更後：389,647,000 円

6. 変更契約（仮契約）締結日

令和8年5月11日

別冊 2

報告第 1 2 号関係

労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結について

河内長野市教育委員会事務局

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限り。)						
								起算日 (年月日)	令和8年4月1日					
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限り。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数		限度時間を超えて労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		限度時間を超えて労働に係る割増賃金率			
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)										
野外キャンプ等事業（正規の勤務時間が割り振られた日（正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く）における勤務の場合）	現地活動等	2人	8時間15分		6回	60時間		25%	360時間		25%			
野外キャンプ等事業（正規の勤務時間が割り振られた日における勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合）			7時間				50%			50%				
野外キャンプ等事業（正規の勤務時間が割り振られた日（正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く）における勤務の場合）	現地活動等	2人	8時間15分		6回	60時間		35%	360時間		35%			
野外キャンプ等事業（正規の勤務時間が割り振られた日における勤務以外の勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合の場合）			7時間				60%			60%				
限度時間を超えて労働させる場合における手続														
時間外勤務命令の発出														
(該当する番号)		(具体的内容)												
⑨、⑩		産業医等による指導助言または保健指導等、職場での勤務時間短縮への対策会議開催												
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)														

協定の成立年月日 令和8年 4月 1日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 市民交流センター長
氏名 浦 俊彦

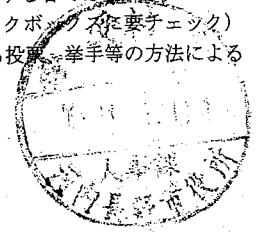
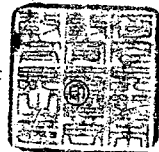
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（推薦による）
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

令和8年 4月 1日

使用者 職名 河内長野市教育長
氏名 小川 祥

河内長野市長 殿



様式第9号の2（第16条第1項関係）（裏面）

（記載心得）

1 労働基準法第36条第1項の協定において同条第5項に規定する事項に関する定めを締結した場合における本様式の記入に当たっては、次のとおりとすること。

- （1）「臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合」の欄には、当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合をできる限り具体的に記入すること。なお、業務の都合上必要な場合、業務上やむを得ない場合等恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものを記入することは認められないことに留意すること。
- （2）「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- （3）「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- （4）「起算日」の欄には、本様式における「時間外労働・休日労働に関する協定届」の起算日と同じ年月日を記入すること。
- （5）「延長することができる時間数及び休日労働の時間数」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数であって、「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を100時間未満の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数を併せて記入することができる。

「延長することができる時間数」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数を記入すること。「1年」にあつては、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を720時間の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

なお、これらの欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となった場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。

- （6）「限度時間を超えて労働させることができる回数」の欄には、限度時間（1箇月45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間））を超えて労働させることができる回数を6回の範囲内で記入すること。
- （7）「限度時間を超えた労働に係る割増賃金率」の欄には、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金の率を記入すること。なお、当該割増賃金の率は、法定割増賃金率を超える率とするよう努めること。
- （8）「限度時間を超えて労働させる場合における手続」の欄には、協定の締結当事者間の手続として、「協議」、「通告」等具体的な内容を記入すること。
- （9）「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」の欄には、以下の番号を（「該当する番号」）に選択して記入した上で、その具体的内容を（「具体的内容」）に記入すること。
 - ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。
 - ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。
 - ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。
 - ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。
 - ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。

- ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
- ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
- ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
- ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。
- ⑩ その他

- 2 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。
- 3 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 4 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
- 5 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

（備考）

- 1 労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、同条第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること。
- 2 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者である労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	27111300576000□□□□
法人番号	6000020272167

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)				協定の有効期間	
公共施設の管理運営事業 社会教育・青少年育成事業		河内長野市立市民交流センター 社会教育第1課		(〒586-0025) 大阪府河内長野市昭栄町7-1 市立市民交流センター内 (電話番号: 0721-54-0001)				令和8年4月1日から1年間	
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日 法定労働時間を 超える時間数	1日 所定労働時間を 超える時間数 (任意)	1箇月 (①については45時間まで、 ②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、 ②については320時間まで)
		防火管理者としての対応、設備機器の故障、避難所の対応、催しや受付の対応	施設管理及び事業運営 (市民交流センター長)	1人	7時間45分	5時間	45時間	360時間	
		避難所の対応、催しや受付の対応	施設管理及び事業運営 (特定業務会計年度任用職員)	5人	7時間30分	5時間	45時間	360時間	
		催しや受付の対応	施設管理及び事業運営 (一般業務会計年度任用職員)	3人	5時間	5時間	45時間	360時間	
		社会教育事業に係る事務処理・団体への対応・会議等	事務処理・会議等	6人	7時間45分	5時間	45時間	360時間	
		社会教育事業に係る事務処理・団体への対応・会議等	事務処理・会議等	1人	7時間30分	5時間	45時間	360時間	
		社会教育事業に係る事務処理・団体への対応・会議等	事務処理・会議等	1人	7時間00分	5時間	45時間	360時間	
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者								
	休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	
		防火管理者としての対応、設備機器の故障、避難所の対応、催しや受付の対応	施設管理及び事業運営 (市民交流センター長)	1人	月曜日、火～日曜日のうち別に定める1日、祝休日に替わる日、年末年始 (12月29日～1月3日)		1か月に2日以内	午前8時45分から午後5時15分 午後1時30分から午後10時00分	
避難所の対応、催しや受付の対応		施設管理及び事業運営 (特定業務会計年度任用職員)	5人	月曜日、火～日曜日のうち別に定める1日、祝休日に替わる日、年末年始 (12月29日～1月3日)		1か月に2日以内	午前8時45分から午後5時00分 午後1時45分から午後10時00分		
催しや受付の対応		施設管理及び事業運営 (一般業務会計年度任用職員)	3人	月曜日、火～日曜日のうち別に定める3日、年末年始 (12月29日～1月3日)		1か月に2日以内	午前8時45分から午後1時45分 午後5時00分から午後10時00分		
青少年関係等団体が日曜日等に実施する事業での事務局としての事務処理等		準備・片づけ等作業、事務処理	3人	日・月曜日、祝日に替わる日、年末年始 (12月29日～1月3日)		1か月に4日以内	午前8時00分から午後10時00分		
社会教育事業に係る事務処理・団体への対応・会議等		準備・片づけ等作業、事務処理	8人	日・月曜日、祝日に替わる日、年末年始 (12月29日～1月3日)		1か月に4日以内	午前8時00分から午後10時00分		

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☒
(チェックボックスに要チェック)

様式第9号の2（第16条第1項関係）（裏面）

（記載心得）

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となった場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。
 - （1）「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であって、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - （2）「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であって、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - （3）「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であって、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。
- 5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休又は4週4休であることに留意すること。）に労働させることができる日数を記入すること。
- 6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 7 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。
- 8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。
- 9 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
- 10 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

（備考）

労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定（事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定）の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。